

古座分庁舎リノベーション事業に伴う企画提案・設計・施工・施工監理業務
特記仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、古座分庁舎リノベーション事業に伴う企画提案・設計・施工・施工監理業務(以下、「本業務」)を事業者へ委託することについて、その概要を示すものである。

2. 業務の目的

本業務において、古座分庁舎1階を、宇宙・ロケットについて学ぶ展示スペースや、宇宙・ロケットに関連した書籍や串本町にゆかりの書籍コーナーを通して、知恵の交流を深める図書スペースとして整備する。

3. 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

4. 概要

ア. 整備事業の背景

令和3年7月に串本町役場庁舎が高台移転し、従来の本庁舎及び古座分庁舎等の統合により、既存の古座分庁舎が空き家となった。古座分庁舎は3階建てであるが、そのうちの1階部分を宇宙・ロケットに関する展示スペース及び図書スペースとして整備する。

当施設は、1階をロケット・宇宙関連の展示スペースや図書スペース、3階は宇宙を体感できる8K臨場感シアターに整備する計画で、ロケット・宇宙産業の集積と教育拠点となる。これについては、2021年(令和3年)3月29日に策定した「串本町役場古座分庁舎リノベーション基本構想」において計画していたものである。

イ. 整備事業から期待する効果

当施設を整備することによって、宇宙・ロケットをきっかけに串本町の認知度をあげ、串本、ひいては紀南の魅力を発信する施設として整備する。施設来訪者の好奇心と探求心を育み、多様性を体感する中で価値観を広げ、主体的な行動を誘発・体験できる施設として期待する。

5. 業務概要

- 1) 業務名 古座分庁舎リノベーション事業に伴う企画提案・設計・施工・施工監理業務
- 2) 業務場所 串本町西向359番地 地内

3) 業務内容

(1) 業務内容について

- ア. 1階をリノベーションし、展示スペース及び図書スペースを整備する。(現存の蔵書を図書スペースへ移動する業務も含む。)
- イ. 玄関キャノピー部分の改修。
- ウ. 1階行政スペースについて、職員不在時においてもシャッターや柵などで区画できるように整備し、個人情報漏洩を防ぐことができるよう対策を行う。
- エ. 図書スペースと1階青少年センター(仮)の壁を設置する。
- オ. 建物全体が、和歌山県福祉のまちづくり条例に適合する施設となるよう整備する。(身体障害者用駐車場用看板、点字ブロック、施設案内板、手摺、多目的トイレ等)
- カ. 建築基準法による用途変更にかかる改修を行う。改修範囲は、「別紙1用途変更改修に伴う箇所」のとおり。

(2) 留意点

- ア. リノベーションにあたっては、和歌山県福祉のまちづくり条例を遵守すること。
- イ. 和歌山県福祉のまちづくり条例及び建築基準法による用途変更にかかる改修工事については、当該工事とは別途工事として発注を行うため、費用を算出し見積書を提出すること。
- ウ. 解体範囲及び既存利用については、各提案事業者にて提案すること。
- エ. 展示スペースに展示する展示物について、事業者が提案し整備すること。
- オ. 展示スペースのコンテンツは、事業者提案することとし、提案手法については自由提案とする。(映像、展示、体験展示等) また、可能な限りユニバーサルデザインに配慮したものとすること。
コンテンツの主な対象者は、おおむね小学校高学年から中学生向けのものを想定し、教育旅行等において活用できるものとすること。
- カ. 提案に付随する設備工事については、本業務に含むものとする。
- キ. 企画内容の表現方法については、各提案事業者にて自由に選定し提案すること。
- ク. 確認申請関係の事務業務を含むものとする。
- ケ. 設計業務及び施工業務及び施工監理業務を総括して本業務とする。
- コ. 下請事業者の選定にあたっては、出来る限り串本町内の事業者を活用し、連携をとって業務を進めること。

6. 工事条件

(1) 仮設工事等

- ・作業員休憩所、資材置き場、ごみ置き場等は全体仮設計画に記載された位置に発注者と協議の上設置する。

- ・仮設物を指定地に設ける場合は、工事関係者以外の方が、立ち入り出来ないように、仮囲いを設ける。

- ・工事用電気、水道は、発注者と打ち合わせの上決定する。

(2) 安全対策

- ・工事実施に伴う・危険防止・騒音防止・火災防止・公害防止・風水害対策の為、養生等を行う。

- ・工事の騒音振動等については、出来る限り低減できる工法を採用する。

- ・工事の搬入、搬出については、第三者への配慮を優先し安全対策に万全を期すること。

- ・適切な足場を選定、計画し、墜落の防止措置を講じること。

7. 業務実施

(1) 関係者との打ち合わせ

ア. 受託者は、業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

受託者が、関係官公庁等から指示等を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議するものとする。協議に資料等が必要な場合は受託者が作成する。また、協議後は調査記録及び打合せ記録等を提出すること。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し提出すること。

- ・業務着手時
- ・発注者又は受託者が必要と認めたとき
- ・その他

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの（最新版）とする。

(4) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査（建築主事等関係官庁の検査）に必要な書類の原案を作成し発注者へ提出する。また、検査に立ち会うこと。

(5) 工事竣工検査等の立ち合い

町、県、国等の検査が行われる場合は、その検査に立ち会うこと。

(6) 成果物の取り扱いについて

成果物に関する著作権、意匠権及び所有権等（以下「著作権等」という。）は、発注者に帰属する。

(7) 説明会等への協力

発注者が、施設及び設備に関する説明会等を開催する場合、下記の事項に関し協力すること。

- ア. 説明会実施等へ協力
- イ. 説明資料等の作成
- ウ. 説明会会議記録等の作成
- エ. その他必要なもの

(8) 串本町内事業者の活用

本事業で採用を予定している事業スキームは、本整備から維持管理・運営までの業務において、地域で担えるものは地域で担うことを優先することを受託者に期待する。

(9) その他

ア. 設計変更等

設計完了後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合においては、原則として無償で設計変更等の書類の作成を行うこと。

- ・現場の収まり、または設計の不備等により設計変更が生じたとき。
- ・設計図書の明示が明確でないとき。

イ. 設計内容についての助言等

設計完了後、発注者が設計内容について助言等を求めた場合においては、これに応じるものとする。

8. 業務計画書

業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。

- ア. 実施工程表
- イ. 業務実施体制（協力事務所も記載すること）
- ウ. 監理技術者の主な実績等
- エ. 主任担当技術者の経歴等

9. 提出書類

本業務の実施にあたり、下記の書類を遅滞なく提出すること。その他、必要に応じて発注者が指示する書類を提出しなければならない。

ア. 設計図書（基本設計・実施設計）

※ 受注者は、現場確認等の事前調査を行ったうえで、設計図書を串本町に提出して承諾を得ること。

- イ. 見積書
- ウ. 工程表

- エ. 現場代理人通知書および経歴書
- オ. 施工体制台帳
- カ. 着手届
- キ. 完成届
- ク. 請求書
- ケ. その他必要書類

10. 成果品の提出

受託者は、次の成果品を委託業務終了までに提出すること。なお、成果品の所有権、著作権等、利用権は串本町に帰属するものとする。

- (1) 設計図書一式（本業務に必要な図面） 2部
- (2) 竣工図一式（本工事に関わる図面） 2部
- (3) 当該工事における内装及び機器・物品納品（取扱説明書含む） 1式
※映像の場合、映像コンテンツ含む
- (4) 設計書 2部
- (5) 工事関係書類一式（工事打合簿、材料承諾願、試験成績表、出荷証明書ほか）

11. 業務の適正実施に関する注意事項

受託者は、本業務を進めていく上で、以下の点に留意すること。

- (1) 本業務に係る進捗状況を随時報告すること。
- (2) 計画書、進捗状況報告書の作成が必要なものについては、町の依頼に応じて速やかに対応すること。
- (3) 業務遂行にあたり、町と定期的に打合せを行うこと。
- (4) 業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに町に報告し協議を行い、その指示を受けること。なお、本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は別途協議を行うこととする。
- (5) 委託業務上発生した障害や事故については、事の大小にかかわらず町に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- (6) 本業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合は、串本町個人情報保護条例（平成18年3月20日条例第22号）に基づき、その扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 契約の履行にあたっては、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察への通報に努めること。
- (8) 暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了できないときは、町に履行期間の延長変更を請求できる。

1 2 . 事務局（連絡先）

〒649-4122 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地

串本町役場 企画課 ロケット推進室 担当 宮本／東田

電話 0735-67-7004 FAX 0735-72-1501

メールアドレス kikaku@town.kushimoto.lg.jp